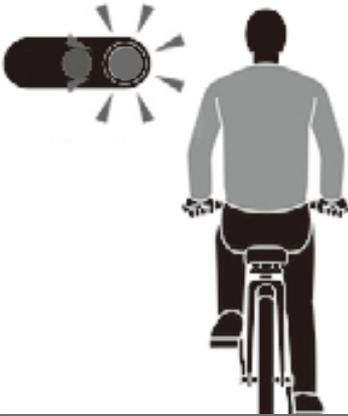
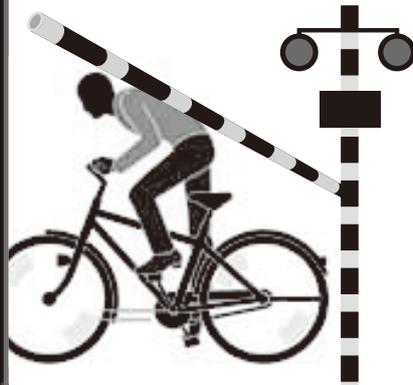


自転車運転者講習の対象となる危険行為

信号無視



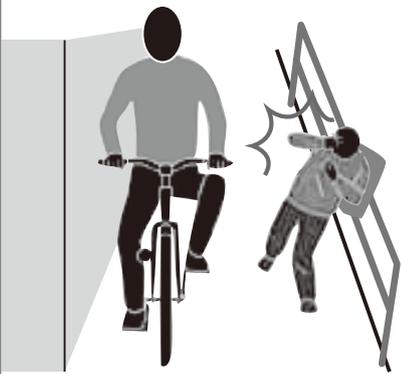
遮断踏切立入り



指定場所一時不停止等



歩道通行時の通行方法違反



制動装置（ブレーキ）
不良自転車運転



酒酔い運転



その他の危険行為

- 通行禁止違反
- 歩行者用道路における車両の義務違反（徐行違反）
- 通行区分違反
- 路側帯通行時の歩行者の通行妨害
- 交差点安全進行義務違反等
- 交差点優先車妨害等
- 環状交差点安全進行義務違反等
- 安全運転義務違反

自転車運転者講習制度のながれ

※受講命令に違反した場合
…5万円以下の罰金

1

自転車運転者が
危険行為をくり返す
●3年以内に2回以上

2

交通の危険を防止するため、
都道府県公安委員会が
自転車運転者に講習を
受けるように命令

3

講習の受講
●講習時間：3時間
●講習手数料：5,700円
（標準額）

自転車 安全利用 五則

1. 自転車は、車道が原則、歩道は例外
2. 車道は左側を通行
3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
4. 安全ルールを守る
 - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - 夜間はライトを点灯
 - 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
5. 子どもはヘルメットを着用

自転車による交通事故でも、自転車の運転者に多額の損害賠償責任が生じるおそれがありますので、生じた損害を賠償するための保険等に加入するようにしましょう。

平成25年11月1日から

自転車等の

「携帯電話を使用しながら運転」禁止



いずれも5万円以下の罰金

「ヘッドホン等で音楽を聞きながら運転」禁止

京都府道路交通規則の一部改正

自転車を運転しながら携帯電話やイヤホン等を使用することは、運転が不安定になったり、周囲の交通状況に対する注意が不十分になるなどたいへん危険な行為です。

交通事故につながる危険な行為を禁止するため、京都府道路交通規則の一部が改正され、道路交通法に基づいて罰則規定が適用されることとなりました。

- ◎ 携帯電話等を使用しながら運転（5万円以下の罰金）
- ◎ イヤホン、ヘッドホン等で音楽等を聞きながら運転（5万円以下の罰金）

京都府道路交通規則第12条

交通ルールと歩行者を守って安全に走りましょう。

自転車は
車の仲間
です。



- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

- 4 安全ルールを守る
 - ◆ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
 - ◆ 夜間はライトを点灯
 - ◆ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子供はヘルメット着用

京都府警察